

第180回 三重県都市計画審議会

議 事 録

平成28年3月23日

第180回 三重県都市計画審議会議事録

1. 開催日 平成28年3月23日(水)
2. 開会時間 午後1時30分
3. 閉会時間 午後3時10分
4. 開催場所 ホテルグリーンパーク津 6階 安濃
5. 提出議案
 - ・第1759号議案 亀山都市計画道路の変更
 - ・第1760号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について
(伊賀市内 産業廃棄物処理施設)
6. 報告事項
 - ・「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針(案)」について
7. 出席員の議席番号及び氏名
 - 第1番委員 朝日 幸代
 - 第2番委員 村山 顕人
 - 第3番委員 松本 幸正
 - 第4番委員 柳川 貴子
 - 第6番委員 松田 弘子
 - 第7番委員 井上 かず子
 - 第9番委員 稲垣 路生 (代理出席 加藤 賢一)
 - 第10番委員 茅野 牧夫 (代理出席 堀江 勝樹)
 - 第11番委員 田辺 義貴 (代理出席 久保 浩昭)
 - 第12番委員 波多野 淳彦 (代理出席 長屋 義道)
 - 第13番委員 鈴木 昭久 (代理出席 河合 基晴)
 - 第14番委員 森元 良幸 (代理出席 原 政美)
 - 第17番委員 芳野 正英
 - 第18番委員 廣 耕太郎
 - 第19番委員 岡野 恵美
 - 第20番委員 吉川 新
 - 第21番委員 村林 聡
 - 第22番委員 小林 正人
 - 第23番委員 大平 勇
 - 第24番委員 飯田 徳昭
 - 第25番委員 川口 淳 (臨時委員)

第 180 回三重県都市計画審議会議事録

<事務局>

お待たせをいたしました。ただ今から、第 180 回三重県都市計画審議会を開催いたします。私は本日の司会を担当いたします、県土整備部住まいまちづくり担当次長の渡辺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆さまには年度末のお忙しい中ご出席を賜り、ありがとうございます。

本日ご審議いただきます議案は、「亀山都市計画道路の変更」、「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、の 2 議案でございます。また、「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針（案）」についてご報告をさせていただきます。

それでは、本日の資料について確認をさせていただきます。本日の資料といたしましてはまず事項書でございます。それと桃色、A4 サイズの議案書でございます。こちらにつきましては事前配布をさせていただいておりますが、お忘れの方がございましたら、事務局のほうで用意させていただいておりますのでご連絡をいただければと思います。それと、「第 179 回審議会議案の手続き状況」1 枚でございます。それと、「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針（案）」1 冊冊子でございます。それと、本日スクリーンで説明します画面をコピーいたしました、参考資料が 1 冊。それと、三重県都市計画審議会委員そして幹事の名簿が 1 枚でございます。不足がございましたらご連絡いただければと思います。

それでは、前回に引き続きご出席いただいております、臨時委員のご紹介をさせていただきます。25 番委員、三重大学准教授、川口委員でございます。

<川口委員>

よろしく申し上げます。

<事務局>

川口委員には三重県都市計画審議会条例第 3 条第 1 項に基づき、臨時委員にご就任いただいております。「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」を策定するために、昨年度から都市計画小委員会を設けまして、朝日委員、村山委員、柳川委員、そして川口委員にご審議をいただいているところでございます。

それでは開会にあたりまして、朝日会長には三重県都市計画審議会条例第 6 条の規定により、議長席のほうへ移動をお願いいたします。そしてこれから先の進行につきまして、よろしくお願い申し上げます。

<議長>

それではただ今から、第 180 回三重県都市計画審議会を開会いたします。委員の皆さまには何かとご多忙中、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。会議の議長を務めさせていただきますので、議事進行につきましては委員の皆さまのご協力をお願いいたします。

本審議会の議事録の署名者 2 名を三重県都市計画審議会運営要綱第 10 条の規定により、議長から指名させていただきます。第 3 番委員、松本委員、第 7 番委員、井上委員のお 2 人に署名委員をお願いいたします。

それでは、本日出席されています委員の人数につきまして、事務局より報告をお願いします。

<事務局>

報告いたします。委員総数 24 名中、委任状の提出のありました 6 名の代理出席を含め

まして、20名の委員のご出席をいただいております。

<議長>

ただいま報告のありましたとおり、出席されています委員の人数が委員総数の2分の1以上でございますので、三重県都市計画審議会条例第6条第2項の規定により本審議会は成立いたしました。

議案の審議に入る前に、まず、審議の公開についてご審議いただきたいと存じます。三重県都市計画審議会運営要綱第8条第1項では非公開にできる場合を規定していますが、今回ご審議いただきます議案につきましては、非公開にできる場合に該当しないため公開としたいと存じますがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

<議長>

異議はないようですので公開することと決定いたします。

<事務局>

本日の傍聴者につきまして事務局よりご報告申し上げます。

本日、一般傍聴者の方が1名、報道機関の方が1名、傍聴にお見えでございます。

<議長>

それでは、傍聴者に入場していただきます。しばらくお待ちください。

それでは傍聴に際しまして、傍聴の方々に注意事項をご説明いたします。傍聴者の方々におかれましては、お配りしました傍聴要領にしたがっていただきますようお願いいたします。なお、その規定に違反したときは注意し、また、これにしたがわないときは退場していただく場合がありますのでご了承を願います。

それでは審議に入りたいと存じます。議案の審議に先立ちまして前回の第179回都市計画審議会に関する報告があるようですので、事務局から報告をお願いします。

<事務局>

事務局より報告いたします。平成27年12月22日、アストホールで開催いたしました、第179回三重県都市計画審議会議案の手続き状況でございます。お手元の資料をご覧ください。

案件名ですが、第1758号議案、「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」ということで、伊賀市内の産業廃棄物処理施設について審議いただきました。これにつきましては、都市計画上支障がないことを確認いただいております。

許可年月日のところですが、現在環境におきまして手続き中で、環境サイドの完了に合わせて許可をする、という状況までできておりますが、現在のところは許可はできていない状況でございます。

以上です。

<議長>

以上の報告についてご質問等ございませんか。

それでは、議案の審議に入りたいと存じます。さて、本日ご審議いただきます議案は2議案、報告1つでございます。

第1759号議案、「亀山都市計画道路の変更について」事務局から説明をお願いします。

<事務局>

三重県県土整備部都市政策課長の柘屋でございます。

それでは第1759号議案、「亀山都市計画道路の変更について」ご説明申し上げます。当

議案は亀山都市計画道路について必要性の見直しをおこなった結果、不要であると判断された区間の廃止についてご審議いただくものです。

それでは前方のスクリーンをご覧ください。まず、都市計画道路の見直しの考え方について説明いたします。

都市計画道路は戦後から高度成長期にかけて多くの計画決定がされてまいりましたが、その中には決定当初とは社会情勢が大きく変化する中で、長期間にわたって整備がされないうままとなっているものが多く存在しております。道路が都市計画決定されているにもかかわらず、長期にわたって未整備の状況にあるということは健全な土地利用に支障をおよぼすことや、不要な地権の制限をおこなっているということなどが問題となります。このような問題を解決するためには都市の将来像に見合うよう、都市計画道路の見直しを進めていく必要がございます。このため、三重県では当審議会での答申もふまえて、平成19年3月に都市計画道路の見直しガイドラインを策定し、以後これにしたがって、現在まで市町と連携して見直し作業に取り組んでいるところでございます。

次に、都市計画道路の見直しの手順についてご説明申し上げます。まず、都市計画道路の当初決定から20年以上が経過している未整備の幹線街路を対象として、そのうち具体的な整備計画のない区間を抽出いたします。

次に、その抽出した区間の必要性について個別に検証をいたします。その結果、現在も都市構造上必要とされる区間につきましては存続、機能が低下しているかあるいは機能が他の道路等があって、代替可能となっている区間につきましては変更もしくは廃止、というふうに分類をいたします。

変更又は廃止となった区間につきましては、これに伴う周辺交通への影響等の確認をおこなったのちに市町が主体となりまして、行政案を公表していきます。そのあと、住民意見を募集し、これを反映させたいえで、見直し案の確定をおこないます。そして、以上の手続きを完了したのちに、都市計画法に基づく手続きを進めていくということになります。県内の取り組み状況につきましては、都市計画道路があって見直しの必要がある市町、21市町でございます。その21市町のうち現在、13市町において見直しが完了いたしております。

次に、亀山都市計画道路の見直しの状況についてご説明いたします。亀山都市計画道路とは、亀山都市計画区域内の都市計画決定された道路のことを言います。亀山都市計画道路は平成25年に見直しを始めまして、対象となった18区間について必要性の検証をおこないました。その結果、県決定路線の3区間が変更、2区間につきましては廃止、市決定路線1区間が廃止というふうに行行政案が作成されました。その後、平成26年9月に亀山市の広報、ホームページでその行政案を公表し意見募集をおこなったあと、平成26年11月に行政案を確定いたしました。なお、意見募集の結果、意見の提出はございませんでした。

行政案の確定後の手続きといたしましては変更及び廃止とした計6区間について、都市計画の変更手続きを順次進めているところでございます。このうち、県決定路線の1区間の廃止について、このたび、関係機関の協議及び地元協議が整いましたので、都市計画の案が確定いたしました。このことから、本審議会においてその一点をおはかりするというところでございます。

こちらが先ほど説明いたしました都市計画道路の見直しの結果で、変更及び廃止となった6つの区間でございます。今回ご審議いただきますのは、赤の点線で囲まれている駅前高塚線の一部区間でございます。

それでは、駅前高塚線の現在の整備状況についてご説明いたします。駅前高塚線は起点

を、亀山駅のところですが亀山市御幸町、字貝戸部として市街地を經由し、終点、亀山市小下町までを結ぶ全長 3110 メートル、幅員が 12 メートルの幹線道路として、昭和 47 年に都市計画決定されたものでございます。そのうち今、青色に変わりましたところですが、起点から国道 306 号までの区間が県道として県が管理している区間でございます。当区間は沿道に亀山市役所をはじめ小学校や高校、亀山市で唯一の商店街である東町商店街などが立地しております。自転車や歩行者の交通が比較的多い区間でございます。また、一部コミュニティバスの通行ルートにもなっております。このようなことからこの青色の県管理区間については必要が認められたということでございますので、存続というふうに判断をしております。なお、駅前高塚線の標準横断路はスライド、右上に今出ましたが、幅員 12 メートル、2 車線、両側歩道の計画ということになっております。県管理区間のうち、今、緑色に変わったところですが車道や歩道等、都市計画道路としてすでに整備が完了している区間でございます。

次に、現地の状況についてご説明申し上げます。今出ました写真ですがこちらは起点である亀山市から撮影した写真で、車道は整備済みですが、歩道が未整備というふうになっております。次の写真ですがこちらは亀山市役所付近の写真で、先ほど説明をさせていただいた整備済みの区間となっております。両側に歩道が整備されていることが確認いただけたと思います。次に、こちらが亀山東小学校付近の写真で、こちらは車道は整備済みですが片側歩道というふうになっております。

それでは、今回ご審議いただく開始区間である県道亀山白山線と国道 306 号をつなぐ区間、赤の点線で囲んだ部分でございますが、この部分についてご説明をさせていただきます。

まず、都市計画道路の見直しにおける廃止の考え方について、ご説明申し上げます。廃止の対象となる区間の考え方は大きく 2 つございます。ひとつ目は必要性の評価により必要がなくなったということで不要とした区間。もうひとつは必要性はあるけれども、機能を代替できる道路が他にあるということで判断した区間でございます。今回の変更はふたつ目の代替道路が他にあるために廃止するという区間でございます。

こちらが駅前高塚線の廃止を予定している区間の地形図でございます。東西方向のオレンジ色で示した道路が亀山白山線、南北方向の茶色で縦の線ですが、茶色で示した道路が国道 306 号でございます。そして今、黄色に変わりましたが、こちらが駅前高塚線の廃止区間、廃止の対象としたい区間で黄色の部分となります。周辺の状況といたしましては、開始区間北側にフラット紙の紙袋を製造する工場が立地しております。なお、見直しの検討において当区間は国道と県道をつなぐ連絡道路であるため、通行の機能は必要というふうには判断しております。また当区間は、今、黄緑色で示した現道がございまして、これが市道上野井尻線でございます。これが通っており、これが幅員 9 メートル、二車線片側歩道というふうになっております。市道上野井尻線の現在の状況はこのような写真のとおりでございます。車道において一車線 2.75 メートルとなっております、現在大型車も支障なく通行している状況でございます。また、沿道施設も工場だけでございまして歩行者の利用は比較的少なく、片側だけの歩道で機能は十分確保されているという状況でございます。

また平成 7 年に国道 1 号、今、黒色の点線で囲んだ茶色の部分でございますがこちらが供用されたことにより、将来、駅前高塚線の交通量が増加する要因は少ないというふうに考えられます。平成 17 年の道路交通センサスにおきましても、駅前高塚線の代表区間の交通量は平成 17 年で 1 日 5800 台、そして平成 42 年の将来推計におきましても 1 日 4400 台というふうに減っております、このことから将来交通量が増加する見込みはないと

いうふうに考えられます。よって市道上野井尻線を駅前高塚線の代替道路として考えても、将来にわたり、周辺の交通に影響をおよぼすことはないというふうに考えております。

このようなことから当該区間は必要ではあるが機能を代替できる道路が他にある、というふうに判断をいたしまして、都市計画道路としては廃止ということで考えております。なお廃止に伴い終点の位置が変わり、延長も先ほど申し上げました 3110 メートルから 2810 メートルに減少するということになります。

先ほどの説明と重複するところもございますが、最後に住民周知および都市計画手続きの状況についてご説明いたします。平成 26 年 9 月に亀山都市計画道路の見直しに基づく行政案を公表いたしまして、意見募集をおこない同年 11 月に行政案として確定しました。その後、駅前高塚線の区間廃止にかかる都市計画の手続きに入りまして、平成 27 年 9 月には住民説明会、翌 28 年 1 月には都市計画案の縦覧を実施いたしまして、3 月には亀山市からご意見をちょうだいいたしまして、「異存なし」との回答をいただいております。以上でスクリーンを用いた説明を終わります。

引き続きお手元の議案書をご覧ください。まず議案書のページで申しますと 1759 の 1 が亀山都市計画道路の変更の計画書です。次に 1759 の 2 が審議対象でございます。次に 1759 の 3 が理由書でございます。次に 1759 の 4 が今回変更するところの位置図となります。次に 1759 の 5 が今回変更する区間の計画図でございます。最後に、1759 の 6 が駅前高塚線の標準断面図でございます。いずれも、先ほどスクリーンでご説明申し上げたのと同じ内容となっております。第 1759 号議案の説明は以上でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

<議長>

議案の説明は以上でございますが、ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いします。

<3 番委員>

じゃあ、よろしいですか。

<議長>

3 番委員の松本委員、お願いします。

<3 番委員>

はい、ご説明ありがとうございました。今お伺いしている限りでは廃止というものが妥当な決定となっておりますが、いくつかお聞かせください。将来交通量は平成 17 年に 5800 台、42 年に 4400 台ということですので、交通量的にはさばけるという感じに理解して良いかなと思っております。その中で現道で、必ずしもいい状況の現道ではないかもしれませんが、特に交差点との接続が鋭角でつながっている点が気になります。ですから、交通事故等々の発生状況の現況が分かりましたら、教えていただきたいと思っております。

それから、廃止部分はそれで、問題なければ廃止ということでガイドラインどおりだと思いますけど、残すほうですね。その残すほうと言いますのはそれぞれの考え方あるかと思いますが、願わくば、残すのであればいつまでに整備するというのをやっぱり、お示しできたほうが良いのではないかなと思っております。

何もいじらないのであればしばらくの間はそのままで良いのかもしれませんが、今回廃止と残すということを明確にしているの、残す際には願わくばいついつまでには整備する、という文脈が同時に表明されるべきだと思っておりますが、その辺、状況とかお分かりでしたら教えていただきたいというのと、残す部分にはその必要性があるということになります。交通量的には 4400 台、現道においてもさばけるような気がします。そういった将来の開発動向等々が恐らく関係したのだろうということがあると思っておりますので、そ

のへんも含めて補足の説明をいただけるとありがたいかなと思っております。

それから、最後もう1点ですが住民説明会を開催いただいたということで、住民の方々からも特に抗議の声も無かったということですが、参加人数等々わかりましたら補足いただければと思います。よろしく願いいたします。

<議長>

事務局、よろしく願いいたします。

<事務局>

はい、それでは質問4点あったと思いますが1点目からご説明いたします。廃止する区間の安全性の確保ということだと思いますが、私どもの知っている内容でありますと、これまで大型車両についても支障なく通行いただいている中で、亀山市から今回における事故の発生の状況を確認しましたところ、今のところ事故発生の実績はないというふうにお聞きしています。

2点目です。2点目の現道の区間の整備状況についてということでございますが、こちらについてはですね、狭小区間につきましては、自動車が交錯するような危険な箇所については、三重県がおこなっております柔軟対応という、少し歩道を拡幅するなどして安全性の確保をおこなうなど実施しておりますし、今後暫定的な事業をおこなっているところなんです、今後歩行者の安全性を図っていくということで、来年度から事業の整備について調整をしているというようなところでございます。

3点目のところなんです、ご指摘いただきましたのが開発の方向ということで、現状が商業区域や住宅の区域ということに一緒になっておりますが、平成18年以降、住宅や共同住宅が6棟程度建っているというようなことはお聞きしております。おおむね目立った、顕著に開発しているということではございませんが、そのような状況でございます。

最後に、説明会の人数につきましては現在ちょっと手元に資料がありませんので、のちほど調べてご報告させていただきます。

以上です。

<議長>

松本委員、いかがでしょうか。

<3番委員>

了解しました、今のご説明いただけたと思っておりますがやはりその残す部分ですよね。もちろん柔軟対応といわれました。柔軟に、という意味の柔軟でしょうか。

<事務局>

暫定的な対応でございますが、車道は5メートルからぐらいのものなんですけど歩道を少し広めにとりまして、本来ですと2車線プラス歩道というような形をとりたいと思っておりますが、安全性を確保することで緑色に舗装を塗りまして、小学生や通行する歩行者の安全性を確保するといった対策を講じています。

<3番委員>

わかりました、少なくともそういう対応をやっていただいているということでそれはそれで結構だと思っておりますが、見直しをかけてふるいをかけて必要性を再認識されたと思いますので、願わくば例えば10年目安にする、あるいは10年先を目安にするというところを明確にいただけるほうがありがたいと思います。これは単なる意見ということで、その方向で今後進めていただければと思います。ありがとうございました。

<議長>

他にご質問、ご意見はございますでしょうか。

それではご意見が無いようですので、原案が適切であると判断することについてご異議

ございませんか。

(異議なしの声あり)

<議長>

それではご異議ありませんので、第 1759 号議案、「亀山都市計画道路の変更について」は原案が適切であると判断いたします。三重県知事に原案どおり答申いたします。

次に、第 1760 号議案、「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

建築開発課の吉村と申します、よろしくお願いたします。

では、第 1760 号議案についてご説明申し上げます。ご審議いただきますのは建築基準法第 51 条但し書きの規定に基づき、特定行政庁である三重県知事から付議させていただきました、「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、でございます。

まず、建築基準法第 51 条と都市計画審議会の位置づけについて説明させていただきたいと思いますが、前回の都市計画審議会においても同様の内容を説明させていただきましたので、概要のみ説明をさせていただきます。スクリーンをご覧ください。

建築基準法第 51 条の但し書きにおきまして、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障が無いと認めて許可した場合、または政令で定める規模の範囲内において新築し、もしくは増築する場合においてはこの限りでないと規定されております。先ほどのスライドで赤字で示しました建築基準法第 51 条の、その他政令で定める処理施設は建築基準法施行令第 130 条の 2 の 2 で定められており、廃棄物処理法施行令で定められたゴミ処理施設や産業廃棄物の処理施設等が該当いたします。

次に建築基準法第 51 条但し書き許可の流れですが、今回その敷地の位置が都市計画上支障が無いと判断し、都市計画審議会に付議させていただいたものであります。

次に申請地について概要を説明いたします。申請施設の概要でございますが、この施設は三重中央開発株式会社から申請されたもので、平成 17 年から建築基準法第 51 条但し書き許可が不要な範囲で燃え殻、汚泥、廃油等といった廃棄物の無害化処理を、熔融施設を用いて行ってきたものです。今回、当該熔融施設に電力会社から排出されるトランス、変圧器ですが、その碍子に付着しましたポリ塩化ビフェニル等、低濃度のものでございますがいわゆる PCB 等の品目を追加処理することにより、廃棄物の処理および清掃に関する法律施行令に規定される PCB の焼却、分解施設に該当いたしますため、建築基準法第 51 条但し書きの規定に基づく許可が必要となってまいります。施設の位置については伊賀市予野で、こちらは上野都市計画区域内に位置しております。敷地面積は 15278.1 平方メートルであります。処理能力は焼却、分解施設で 1 日あたり 4.75 トンとなっております。

こちらは伊賀市の都市計画区域を示してありまして、青色の破線で囲まれた部分が伊賀市の行政区域で、赤色で示しました部分が申請地を示しております。伊賀市内には 4 つの都市計画区域がございます、申請地は上野都市計画区域の中央の西側に位置しております。こちらが位置図になりまして、赤色で示してあるところが申請地となっております。申請地は名阪国道の白樫インターに近接した位置となっております。なお、申請地から約 600 メートルのところにもっとも近い住宅地、約 1.1 キロメートルのところにも予野保育園が立地しております。こちらは計画図になりますが赤色の斜線部分が申請地でございます、同じく赤色の点線で囲まれた部分が三重中央開発株式会社の既存処理施設となっております。また、申請地北側には工業団地が位置しております。こちらは配置図になりまして、

本施設は緑色のストックヤード施設と、赤色部分の焼却分解にあたります熔融施設となっております。また、場内への搬入搬出経路はそれぞれ赤色と青色で示しております。こちらは施設配置図で、熔融施設の部分を示しております。青色破線から右側がストックヤード施設、左側が熔融施設となっております。処理フロー等はのちほどご説明いたします。以上が本申請の概要となります。

ここからは本申請の産業廃棄物処理施設におけます敷地の位置についてですが、都市計画上支障が無いかということにつきまして、①から⑦の観点でその妥当性を判断させていただきますのでご説明いたします。

まず、上位関連計画との妥当性ですが、申請地は上野都市計画区域のうち、市街化調整区域でありまして、伊賀市からは工業用地に近接した敷地であり、工業用地としての利用については伊賀市都市マスタープランと合致する、との意見が出されております。また、伊賀市では工業系の土地利用をおこなっている敷地や工場用地など、工業用途として既に開発許可を取得した土地で敷地の拡張が行われない、かつ、生活環境に新たに与える影響が小さいものは都市マスタープランの工業用地相当として認める、という方針を伊賀市都市計画審議会、平成 26 年 3 月 28 日に開催ですが、そのように定めておりまして、本申請地ではすでに工業系の土地利用が行われており、申請内容の敷地拡張や新たな施設の設置が行われないものであります。

続きまして周辺建物の状況について説明いたします。申請地の周辺の住宅の立地状況ですが、黄色に着色している部分が住宅等が建ち並んでいる区域を示しておりまして、最寄の住宅地は約 600 メートルのところに位置しております。また、教育施設等の立地状況ですが、最寄のもので約 1.1 キロメートルのところに予野保育園がございます。

以上のことから、本申請地では伊賀市都市マスタープランにおいて支障が無く、住宅地や教育施設からも距離を有しておることから、土地利用上妥当であると判断いたしました。次に、施設計画について説明いたします。今回の熔融施設の処理能力は 1 日あたり 4.75 トンでありまして、平均処理量も同量を計画しております。処理後の固化体の発生量はひと月あたり 93.915 トンを計画しております。

本施設の作業工程について説明いたします。まず PCB 廃棄物等ですが、今回の主に処理する PCB の付着しましたトランス用碍子は、イラストの赤色で示してあるものでございまして、まず屋内にて一時保管されまして、処理する際に同じく屋内にて詰め込み作業をいたしまして、左下の写真にあります熔融施設にて熔融処理されます。熔融の際には固化体、右上の写真です。排ガス、排水が発生いたしますが、無害化された固化体につきましては自社の最終処分場にて埋め立て処分されまして、排ガスにつきましては排ガス処理がなされ、排水については排水処理がなされます。排水処理後残った汚泥は再度熔融処理いたしますため、場外への排水はございません。

施設配置図ですが、廃棄物の保管置き場から前処理詰め込み建屋に運ばれまして、詰め込みされます。そこから熔融施設に移動しまして、固化体は取り出しエリアに運ばれまして埋め立て処分されます。排ガスはオフガス処理設備にて処理されまして、排水につきましては水処理設備にて処理されます。

以上のことから処理に必要な施設を有しておりまして、また必要な各スペースが確保されていることから、施設計画は妥当であると判断いたしました。

次に、事業計画について説明いたします。作業時間につきましては 24 時間連続運転とし、主要設備は遠隔自動操業となっております。前処理詰め込み建屋内の設備及びオフガス処理設備は、定期的に点検清掃を実施いたしまして、運転作業日報、機器点検日報、各機器点検表などに沿いました点検及び記録をおこない、排ガスなどの各種点検は関係法令

等を厳守いたしまして適宜に実施し、安全衛生面での向上を図る計画となっております。

以上のことから操業体制において問題は無く、安全衛生面での向上も図られておるため、事業計画は妥当であると判断いたしました。

次に周辺環境に関する影響について説明いたします。まず騒音、振動、大気、排水の各項目について測定調査をしており、三重県生活環境の保全に関する条例施行規則で規定する基準値に適合しているものです。環境保全計画では騒音、振動については敷地境界におきまして1年に1回測定し、基準値以下とする計画です。大気につきましては煙突から排出する排ガスを半年に1回測定いたしまして、基準値以下とする計画です。排水については先ほど説明にもありましたとおり、当該施設からの放流はないものであります。

以上のことから騒音、振動、大気、排水の各項目について、周辺環境に与える影響を低減する対策によりまして、基準値に適合させる計画であることから妥当であると判断いたしました。

次に搬出搬入路について説明いたします。画面上では搬入経路を赤色の矢印で、搬出経路を青色の矢印で表示しております。廃棄物の搬出搬入車両は1日あたり約1台増加する予定です。搬出搬入車両は対向しないように、搬出搬入路を循環ルートにすることで交通負荷の低減が図られております。県道上野島ヶ原線と市道西出鉢屋線の交差点に7時から17時まで誘導員を1名常駐しており、今回の搬出搬入車両の増加に対しても適切に誘導できるものです。搬出搬入路沿いには人家が少なく、通学路にも指定されておられません。

搬出搬入路の県道上野島ヶ原線の幅員は約5.5メートルから6.5メートルでありまして、写真のような状況となっております。それ以外の市道等の幅員は、おおむね9メートルでございます。

以上のことから搬出搬入路において、周辺交通に対する影響は少なく妥当であると判断いたしました。

次に関係機関との協議状況について説明いたします。環境部局との協議につきましては、廃棄物の処理および清掃に関する法律第15条第1項の規定による、産業廃棄物処理施設の設置の許可に向けまして、建築基準法第51条但し書き許可と並行して手続きが進められております。また、既に産業廃棄物処理施設として都市計画法29条による許可を受けているほか、今回新たな造成なども無いことから、新たな許可は不要との回答を得ております。以上のとおり関係機関との協議は進められております。

次に地元との協議状況について説明いたします。伊賀市産業廃棄物処理施設の設置に関する指導要綱に基づき、本事業について、本申請地が存する予野地区及び予野水利組合の同意を得ています。

三重県産業廃棄物処理指導要綱に基づき、当該敷地境界から500メートルの範囲内の事業所のおおむねの同意を得ております。伊賀市からも敷地の位置は都市計画上支障がない旨の意見をj得ております。

先ほどの500メートルの範囲を青色で示してありまして、主に北側工業団地の事業所からの同意を得ているものです。以上のとおり地元及び市等の協議等も整っております。以上、①から⑦までの観点について妥当と判断いたしましたので、当該施設の敷地の位置については都市計画上支障が無いと認められるものでございます。スクリーンを用いた説明は以上でございます。

続きまして、お手元の配布資料の説明をさせていただきます。議案1760の1ページから3ページには当該処理施設の概要と、都市計画上支障が無いと判断する理由を示しております。1760の4ページは位置図、1760の5ページは計画図、1760の6ページは配置図、1760の7ページは施設配置図、1760の8ページは搬入搬出経路図となっております。

いずれもスクリーンでご説明した内容と同じものとなっております。

以上で第 1760 号議案の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

<議長>

議案の説明は以上でございますが、ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。はい、19 番委員の岡野委員。

<19 番委員>

都市計画上はやむを得ないものというようなことで進んでおるわけですが、この PCB を固化して地中に埋めるということについての妥当性というか、このことについては非常に問題があるんじゃないかというふうに思うんですが、なぜこのような処理施設に PCB が持ち込まれて処理するようになった経過と、それから安全性について担保できるものなのかとか、専門家の意見はどうかというあたりがお聞きしたいことなのですが。

<議長>

それでは一部、本審議会とは別の観点はございますけれども、事務局のほうからお願いいたします。

<事務局>

まず経緯につきましてご説明いたします。

今回の低濃度の PCB を追加するというところでございますが、低濃度の PCB については全国的にかなりの数量があることが判明してございまして、一定数量の需要があると事業者から聞いてございます。

なお PCB 特別措置法では、低濃度の PCB の処理が平成 39 年度末までが期限となっておりますということでございまして、期限内処理に向け努力が必要なものとなっております。

また県の環境部局につきましては、三重県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画、PCB の廃棄物処理計画を平成 15 年 4 月に策定して、県内の PCB 廃棄物の処理の具体的な方策を明らかにし、確実かつ適正な処理の推進を図っておるというふうに聞いてございます。それと安全性、専門家の意見ということでございますが、環境部局におきまして環境審議会ということですが、今回、個別案件で審議するものでないため環境審議会の諮問というのはされてございませんが、今月の 3 月 17 日には共同調査会が開催をされまして、5 名の学識経験者、大学の先生 5 名ですね、現地確認等の確認からご意見をお聞きしておるということで聞いてございまして、どういった意見が出たかということでございますが、現在環境部局でその有識者の意見は取りまとめ中であるというふうに聞いてございまして、すべて分かっておるわけではございませんが、熔融後オフガス処理のラインに入る排ガスについてはどのような物質が含まれているのかとかですね、重金属がオフガス施設で配管に付着して定修後、定期修理後の際に外部に流出することはないかとかですね、保管場所には現在仕切りが設けられておらず他の廃棄物と混同する恐れがある、などといった意見が出されていると環境部局からは聞いておるところでございます。

<議長>

環境部局のほうから調査会が開かれているということでございますね。

岡野委員、いかがでしょうか。

<19 番委員>

そうすると、その専門家の意見というのはまだどういうものかという、はっきりとしたことは出されていないというふうに受け止めてよろしいのでしょうか。特に私が心配なのは、固化したものを地中に埋めるということが非常に心配なんです。

かつて PCB はいろいろと問題を起こして、カネミ油症などの問題もありましたし、既

にそれは使わないということになって、過去のものを今処理しつつある状態ではないかなど、ちょっと知識が不足しておりますのであれですけど、というふうに思っております。どこかで処理はしなければならいんですけれども、科学的に安全性がきちっと担保されたものであるのかどうか、っていうのが非常に疑問が残るわけですし、私自身専門家ではございませんし、その判断を、都市計画上はそうかもしれませんけれども、妥当というふうになるのかもしれませんが、安全性の確保というところが非常に疑問に思うところです。

それは大丈夫と言えるのでしょうか。

<議長>

事務局のほうから、この審議会でそれを議論する場なのかどうかということもありますけれども、いかがでしょうか。

<事務局>

都市計画上支障が無いか、その敷地の位置をご審議いただくものでございますので、ただ建築基準法の 51 条の許可につきましては当然ながら関係法令、先ほども申し上げましたように環境部局、それから開発等々、我々の部局、いろいろなそういった法令に照らして適切なものであるか、それを見たとえで同時許可としますので、それは廃棄物、今回いわば廃棄物処理法、そちらの共同調査会に委ねられておるという認識でございますので、そういう認識でございます。

<議長>

岡野委員、いかがでしょうか。

<19 番委員>

私の意見はそういうことなんですが、他の方からもご意見聞いていただいたらどうでしょうか。

<議長>

ご質問、ご意見ございましたらご発言をお願いいたします。3 番委員の松本委員、お願いいたします。

<3 番委員>

今の安全性ですけど、この審議会で安全かどうかって審議するのは不可能だと思っておりますが、我々は少なくとも安全を前提に、じゃあ都市計画的にどうかっていう審議はするべきだと思っております。ですから逆にここで都市計画的に問題ないよねってなったとしても、安全性を担保されないのであれば、その審議結果っていうのはまた差し戻してもらったとか、そういう手続が必要じゃないかと思うんですがそのへんいかがですか。

<議長>

事務局のほうから、よろしく申し上げます。

<事務局>

すみません、先ほど 179 回の審議状況のほうでもご説明いたしましたように、環境部局のほうから許可が下りなければ廃棄物類や PCB のほうの許可も下りませんので、それは大丈夫だと思いますので、この審議会におきましては都市計画法上、敷地の位置が問題ないかというところをご審議いただければというふうに思います。

<議長>

今のご意見ですと、差し戻されるかたちになるということでしょうか。

<事務局>

差し戻しと言いますか、まず都市計画法上問題があるかどうかがこの審議会の場ですので、都市計画法上は問題が無いとしても環境部局のほうで基準に適合しないということ

であれば許可が下りませんので、ここで都市計画法上敷地の位置に問題ないと判断しても、建築基準法上の許可は下ろさないということになりますので、安全性に問題有り進むということはない、というふうに認識していただければというふうに思います。

<議長>

松本委員、いかがでしょうか。

<3番委員>

はい、結構です。

<議長>

他にご質問、ご意見ございませんでしょうか。はい、17番委員、芳野委員お願いします。

すいませんでした、18番委員。

<18番委員>

廣でございます。すみません、1ページの①のところの、ちょっと確認だけさせていただきたいんですが、住宅地が直線距離で南に約600メートル離れたところに位置しておるから良いと、先ほどの話では500メートル以内には、これは民家がないというふうに理解させてもらえればいいのか、その住宅地というものの意味合いをご説明していただければと思います。

<事務局>

近隣の住宅地についてなんですけれども、まず県のほうでは51条の但し書き許可にあたりまして取扱い基準を定めておりまして、市街化調整区域、今回の場合でございますけれども、50戸連たんの既存集落や教育施設からおおむね500メートル以上の離隔距離を求めているということでございます。

今回、最も近接した住宅ですが約600メートル、先ほどのパワーポイントで説明いたしましたとおり、この取り扱いには適合はしてございます。なお補足ですが、北側のほうには名阪青葉台住宅団地というのがございますが、現在住宅の立地はほとんど無く、既存施設全体で見た場合最も近い住宅地が500メートルということで、これも取扱い基準には適合しておるというものでございます。

<18番委員>

ありがとうございます。住宅地っていうのは先ほど、50戸を1つの団地としたものが住宅地と理解してよろしいでしょうか。

<事務局>

いや、今回のケースは600メートルのところに一番近い住宅があるということで、住宅団地とかそんなのじゃなくて、住宅があるのが600メートルが一番近い、というふうな理解をしていただければいいと思います。

<18番委員>

ということは500メートル以内に一軒の民家がないってことですね。はい、結構です。

<議長>

ご質問、ご意見、他にございましたらご発言お願いします。2番委員の村山委員、お願いします。

<2番委員>

前回の審議会で議論した時も確認しているんですが、伊賀市さんは基本的に市街化調整区域の中の既存の工業を継続するというので、事業拡大も容認していますけれども、市街化調整区域なので農地が周りがあると。

今回この敷地の周辺も、そんなに多くはありませんが農地がありますが、農業従事者のご理解というのは水利組合の合意というところで確認されているという理解をしてよろし

いでしょうか。

<議長>

事務局、お願いします。

<事務局>

最後、7番目にご説明いたしましたように予野地区と予野水利組合の許可を得ておるといことで、そこでご説明、それから同意を得ているというようなこととさせていただきます。

<2番委員>

はい、わかりました。

<議長>

他にご質問、ご意見いかがでしょうか。

はい、3番委員、松本委員お願いします。

<3番委員>

今回、今、村山委員がおっしゃるように市街化調整区域の中なので、決して周辺のインフラ状況が、充分整備が整った状況ではないと思います。その中で周辺の交通状況が先ほどもご説明がありまして、幸い搬入搬出は万全であるという話と、それから交通整理のほうも問題はないということでした。今回のPCBの処理に伴って増える車両は1台ということとさせていただきますが、まずその車両がどういう大きさの車両かということをお教えください。

それから現況ですね、奥には民家もあるということでしたので現況の交通状況、特に搬入搬出等の交錯があるかどうか、そういったことも含めて周辺のインフラ状況が問題ないかどうか。

更にいえば、ここを伊賀市として工業利用地相当で見なすということで、そのへんの将来の整備の状況等々お分かりでしたらご説明願います。

<議長>

事務局のほうからご説明をお願いします。

<事務局>

まず現在の搬入搬出車両につきましては平均、1日当たりにしますと平均350台から400台ということとさせていただきます、車両自体の大きさは4トン車、もしくは10トン車が主な車両となっております。また、月曜日から金曜日におきまして台数の大きな変化はなく、基本的に日曜日の搬出搬入は無いというふうに聞いてございます。

ですので、今回増える車両につきましても、同じような仕様の車両が1日1台増えるということとさせていただきます。それから周辺のインフラ状況のほうでございますが、現地のほうにも行って見たところ、確かに現状大型車両は通行してございまして、県道から抜けていく車もございまして一般車両とすれ違うという場面もございまして、先ほどのスライドで説明いたしましたように、最も狭い5.5メートルから6.5メートルのところでも問題なくすれ違える状況は確認してございますので、交通負荷に与える影響、スムーズな交通、円滑な交通ですね、そういったものについては問題ないと認識してございます。

<3番委員>

了解です。将来、このままなんですよ。

<事務局>

現状が調整区域になってございまして、従前の開発許可の中で工業系の団地であったり、こういう施設がこの白樫インター周辺にできているということとさせていただきます、将来的にですね、ここの土地利用をどうしていくかについてはですね、また、伊賀市のほうで都市計画のほうの見直しもしておりますので、その中で将来的にどうしていくのかは考えてい

くということになるかと思えます。

<3番委員>

多分そういうことをしていく段階であり、やむを得ない理由があると思っておりますが、やはり都市計画的にはこのようなことを明確に工業系で位置づけ、それに見合ったインフラの整備等々もふまえ、さらにもう少しだけ言えば民家もおありだということでしたので、環境保全、生活保護、そういった観点で計画を持っていただけると良いなど、これが本当に言いたいことです。

<議長>

ご質問、ご意見ございましたらよろしく申し上げます。

いろいろとご意見とご質問をいただきましたけれども、安全面については先ほど事務局のほうからお話したとおり、最終的にはこちらでこの議案が通ったとしても、安全面のことが担保されなければ建築基準としてその許可がされないということでございます。安全面の審議は本都市計画審議会で議論する内容ではありませんので、原案が適切であると判断したいと存じますがご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

<議長>

それではご異議ありませんので第1760号議案、「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」は原案が適切であると判断いたします。

特定行政庁三重県知事に原案どおり答申いたします。

事務局申し上げます。

<事務局>

すみません、1759号議案、先ほど3番委員の松本委員からご質問いただいた件の確認ができましたので、ご報告させていただきます。

平成27年9月に亀山市が開催しました説明会への出席者は1名だということでございますが、少なかった理由は廃止であるということとそれから事前にですね、地権者、それから周辺の企業に対しての個別訪問、説明が終わっていたということから説明会には1名の方がみえたということでございました。以上です。

<3番委員>

はい、ありがとうございます。

<議長>

それでは続きまして、報告事項に入ります。「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針(案)」の策定についてです。

本件につきましては平成26年8月5日に当審議会に調査審議が付託され、以降小委員会で詳細なご議論をいただいているところでございます。

小委員会における調査審議の内容につきましては、適宜審議会にも報告をさせていただいたところです。このたび、全編につきまして調査審議を完了しましたので、お手元に指針案を配布しました。内容について事務局から説明をお願いします。

<事務局>

それでは、三重県地震・津波対策都市計画指針策定に関する小委員会の、検討状況の報告と併せて本編についてご説明させていただきます。わたくし、都市政策課の橋本です。よろしく申し上げます。

正面スクリーンを中心として説明いたしますが、指針の本編、案についてもページ数をご

案内させていただきます。

まず、本指針は「三重県新地震・津波対策行動計画」選択集中テーマ、重点行動項目、震災に強い都市計画指針を念頭として位置づけられています。それでは、指針の内容についてご説明に入らせていただきます。

まず、指針の趣旨です。指針策定の背景として三重県では南海トラフ沖地震等の切迫性が高まり、地震津波災害への備えが急務です。また、東日本の教訓から防災施設整備による地震津波対策には限界があるため、地震津波リスクの低い場所へ市街地を誘導するなど、都市計画にあっては新しい対応が求められています。このような背景をふまえ、指針の目的は本編 2 ページ、地震津波災害に対しその被害低減に向けた都市計画の基本的な考え方を示す、としています。

次に指針の構成です。指針の構成は第 1 章、第 2 章で指針の趣旨および基本的な考え方を取りまとめています。第 3 章では都市計画マスタープランへの反映手順を示しています。次に本編 4 ページ、第 2 章、基本的な考え方についてご説明いたします。指針における都市計画の基本的な考え方については、三重県民力ビジョンの施策、安全で快適な住まいづくりに基づき、住宅や多様な都市機能を市街地に誘導する集約型都市構造の形成を基本としつつ、大災害が発生しても人命を守り最低限の生活が維持されるよう配慮し、地震津波リスクの高い場所における居住系土地利用の抑制や、建築物の構造強化など、地震津波リスクを考慮した都市づくりを進めることとしております。

次に図をご覧ください。地震・津波被害の低減に向けた都市づくりの取り組みは期間に応じて短期及び中長期の 2 つに大分されます。ローマ数字ⅡとⅢの中長期の取り組みにおいてはおおむね 50 年先、長期に目指すべき将来像である都市のグランドデザインを検討し、その実現に向け、中期に効果が発現できるまでの一定の時間を要する取り組みを実施いたします。一方で、ローマ数字Ⅰ、短期の取り組みとして、人命を守るための取り組みを優先的に講じていくこととしております。

これは地震・津波被害の低減に向けた施策の組み合わせを示しています。防災避難施設整備であるハード対策に加え 2 つのソフト対策を効果的に組み合わせ、実施することで施策費用を抑えながら目標と取り組み期間で定めた各目標を達成することを目指します。本指針で対象とするソフト対策は太文字、アンダーラインで示しており、被害低減に寄与する施策として耐震、耐浪化等の構造強化の促進による建築物被害の低減を図る施策を、対策が必要な対象を減らす施策として、地震津波リスクが高い場所で都市的土地利用を抑制し、被災する人口の減少や建物被害の低減を図ることとしております。

次に、土地利用施設配置の考え方についてです。図は津波をイメージした一例を示しております。本県では多くの市街地が地震津波想定範囲内に位置していることなどから、土地利用や施設配置においてはイメージ図のように、検討すべき地震津波リスクを明らかにしたうえで、リスクの低減や受容などの対応も含めて検討する必要があります。土地利用、施設配置の考え方としては、地震津波リスクの低い場所に市街地を形成することを基本として、地震津波リスクが高い場所では用途を考慮した都市的土地利用の抑制等を行うこととしております。

次に示しますのは本編 9 ページで用途別の土地利用、施設配置の考え方についてでございます。居住系につきましては地震津波リスクが低い場所にある状態を基本とし、業務系につきましては地震津波リスクの観点だけでなく、産業活動の機能性や地域産業の維持、向上に配慮したうえで配置すべき場所を設定します。公共系のうち応急対策活動をおこなう拠点となる公共施設は、地震津波リスクが極めて低い場所にある状態を基本といたします。

次に本編では 10 ページ、第 3 章、都市計画マスタープランの反映についてご説明いたします。これまで示した地震・津波被害の低減に向けた基本的な考えを踏まえ、市街地においておこなうべき施策を検討するため図のとおり手順を示しております。

県においては市町が手順を検討するなか方法を提供し助言をおこなうとともに、その検討結果や分析データを共有いたします。

また、この手順により検討した結果をふまえ、三重県都市マスタープランにおいて地震・津波被害の低減に向けた都市計画の方針を示していくこととしています。特に現状把握では地震津波リスクとして本編 12 ページの図 10 に示していますが、南海トラフ地震の過去最大クラスや理論上最大クラスの 2 つの規模の揺れ予測、あるいは液状化危険度などを示すとともに活断層を震源とする地震についても取りまとめており、これらの調査結果も併せて把握しておくこととしております。

次に、地理的特別課題分析においては地理的特性、地震津波の特徴、被害想定等を把握します。この表は本編 16 ページにもございますが、前回の審議会におきましてご指摘いただいた表でございます。略図などを修正させていただきました。

また、被害特徴など表中の内容につきましては、三重大学内にありますみえ防災減災センターにおいて整理、協力いただいております。これらの分類、特徴を参考に市町の地形や市街地の立地などの実態に則し、さらに詳細に分析しそれぞれの課題を把握します。次に本編 18 ページから始まります、土地利用検討区域の設定の考え方についてご説明申し上げます。正面スクリーンで示しますのは、土地利用検討区域というものです。土地利用検討区域とは地震津波リスクの高い場所において、都市計画により都市的土地利用の抑制や建築物の構造等の規制により、被害の低減などの施策実施を検討すべき区域として設定いたします。

まず、市町全域のうち図中では市町の庁舎や駅を含む緑の範囲ですが、都市機能の集約を目指す区域とします。この区域では、都市的土地利用を促進する区域として防災上の施策が重点的に実施され、安全性が向上されることを前提としております。

次に地震津波被害の原因とされる揺れ、液状化、津波、急傾斜地の山崖崩れ、火災の 5 項目について設定をおこなうこととします。図では津波以外の場合で想定する震度階級について、赤で囲まれた範囲は理論上最大、青で囲まれた範囲が過去最大で震度 6 強以上を示しています。この区域内にある地震リスクの高い区域、赤で示します範囲は昭和 55 年以前、旧耐震基準で建築された木造住宅が密集した区域などを示しています。ここで、過去最大で土地利用検討区域を設定した場合を見ていただきますと、太い赤い実線の区域が土地利用検討区域となっています。

次に、この図は津波の場合で想定される浸水範囲のうち、沿岸部の赤い破線までが理論上最大での浸水範囲、青い破線までが過去最大での浸水範囲を示しています。ここで、過去最大の想定で土地利用検討区域を設定した場合、太い赤線までが土地利用検討区域となります。図のように、検討している土地利用検討区域と都市機能の集約を目指す区域が重複する場合、どちらの区域として取り扱うか十分に検討し、土地利用検討区域の設定をする必要があります。

では、フローに沿って詳細な説明をいたします。

このフローは本編 22 ページ、津波の土地利用検討区域設定フローです。市町全域の中で将来にわたり都市機能を集約し、存続させる区域のうち、市町の庁舎や駅を含まない浸水範囲を選定します。先ほどのイメージの都市では、過去最大の浸水範囲を土地利用検討区域として仮に設定しています。南海トラフ地震における過去最大クラスの地震とは、発生確率が 100 年から 150 年に 1 回程度の地震です。このため、短期的に人命を守る施策を

実施したうえで、抽出された土地利用検討区域において中期に必要な施策を実施できるかを判断します。抽出された区域が広いなど、対策が十分にできないと判断した場合は次の段階で検討いたします。この場合、建築物の大きな被害がおよばない範囲で浸水深を許容するなどして、検討対象区域を設定します。

ここで、国土交通省が取りまとめた津波による浸水深と、建築物の全壊の関係のグラフをご覧ください。濃い赤からオレンジ色が全壊を示しています。木造建築物の場合 2メートルまでの浸水深では約 3 割程度の全壊ですが、2メートル以上の浸水深となると 6 割を超えます。また、鉄筋コンクリート造の場合でも、6メートル未満であれば許容できる範囲として考慮することもあります。このように、建築物の被害などの前提条件や市街地などの建物の状況を考慮して、市町が許容できる浸水深を判断します。指針においては津波以外にもそれぞれの被害原因について、判断の基準となる目安を参考に示しています。

次に本編 26 ページ、都市構造の再編シナリオについてです。再編シナリオとは都市の将来像がより安全な都市構造を形成できるよう、現在の都市をどのように再編していくか分かりやすいシナリオとして示すことです。市町で多くが 50 年先に目指す都市の将来像を実現するため、地震津波リスクの高く優先的に施策を実施する土地利用検討区域において、どのような考え方にに基づき地震津波被害の低減を図り、都市構造の再編をしていくかを検討します。市町が都市の将来像を想定する際には地理的特性、人口集積、市街地の形成状況、産業構造などの現状と将来の見通しに応じて、都市構造の再編シナリオを検討することとします。

再編シナリオのフローにおきましては、のちほどお示しします集約型シナリオ、移転型シナリオ、現状維持型シナリオの 3 つの再編シナリオを考えております。第 2 章、土地利用施設配置の考え方を基本とし、判断の視点 1 といたしまして移転の可能性、土地利用検討区域外の居住系、公共系が移転可能かを判断します。可能な場合、集約型、移転型のいずれかを、不可能な場合、現状維持型を選択いたします。

判断の視点 2、集約の可能性は既成市街地に集約が可能かを判断します。可能な場合、集約型、可能でない場合、移転型とします。なお将来、市町の庁舎や主要な交通結節点の移転、海岸堤防の改良など再編シナリオの選択にあたり前提とする都市計画や、防災対策の状況に大きな変化が生じた場合に、その時点で変化した内容に応じて再編シナリオの移行を検討することが必要でございます。

続きまして 3 つのシナリオについてご説明いたします。集約型シナリオは土地利用検討区域以外の既成市街地に居住系、公共系の施設を集約します。具体には避難ビルなどの避難施設の整備や主要な施設、住居などの移転を進め対策を講じ土地利用の転換を促進します。移転型シナリオは集約型と同様ですが、土地利用検討区域外の市街地を拡大し、居住系、公共系の移転を促進します。

現状維持型シナリオは既成市街地の大幅な再編をせず、土地利用検討区域内で建物の構造強化等を促進します。土地利用検討区域内では避難施設に加え、建築物の構造強化など安全性の向上を図ることとしております。

3 つのシナリオの説明をいたしました。実際の検討においては市町全域が選択したひとつのシナリオになるとは限りません。設定した土地利用検討区域の形状や配置の状況から、区域内で異なる再編シナリオを組み合わせることや、複数の区域を設定した場合にも区域ごとに異なる再編シナリオを検討することも考えられます。

最後に、再編シナリオの実現に向けた施策等の抽出を説明いたします。3 つの再編シナリオごとに、地震・津波被害の低減に向けた都市づくりのためにも実施すべきと考えられる都市計画関連施策を短期及び中長期別に検討、整理し、本編の 28 ページ、表 8 に明示

しています。施策の抽出では都市機能を確保し、被害を低減するための施策を列挙しています。いずれも県民や事業者、行政等の各種団体が自らの役割を担い、連携、協力して取り組む必要があります。スライドを使った説明は以上でございます。

なお、本編につきましては4月以降パブリックコメントを実施し、意見等を募集したうえで必要があれば最終修正等をおこなったうえで、次回都市計画審議会におきまして最終的な審議をいただきたいと考えています。説明は以上です。

<議長>

ありがとうございます。ただ今の説明についてご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いします。17番委員、芳野委員をお願いします。

<17番委員>

まずは、今日配られた指針の冒頭にある三重県の被害想定概要、部署が違うかもしれないんですけど、これによりますと表1で見ますと揺れと液状化、津波、土砂崩れと3個ありますけども、これは火災類は例えば耐火式、準耐火の比率で、この紙を見ますと密度、建築物の密度抽出っていうふうに書いてあるので、そういった部分でこの火災の件数、被害総数を算定されていて、それはもちろん液状化エリア等とかぶっているのかどうか、っていうのを教えていただけますでしょうか。

<議長>

事務局、どうですか。

<事務局>

まずですね、資料が本編のページ数で言いますと、23ページから24ページのところをご覧ください。こちらのほうに火災という項目が掲載させていただいておりますが、専門ではないんですけど24ページのところを見ていただきますと、こちらのほうに先ほども案内しましたように判断をするための資料といたしまして、震度階級で言いますと6強以上ですと急激に火災の発生確率が上がるというような状況があります。これは季節別や、あるいは施設別にいろいろな条件が重なりあって数字が変わるものですが、こういったものがございます。

また、この火災が発生したのち、その火災が広がるかどうかということなどにつきましては、もうひとつ下のピンク色とこの線になっている図の23ということで、不燃領域率と延焼率というところがございますが、こちらのところで40パーセントから50パーセント以上の不燃領域率を確保しますと、極端にこの火災の延焼確率が落ちることから、こういったことを考慮してということで23ページの下側のところにあります。全出火件数などの算定や延焼、火災件数についての、こういったものを参考にしていくということでございます。

それに対しまして、液状化の部分と重なるかということについてはですね、液状化に関しましておっしゃられましたように、これは震度階級によりますものだけではなくて、この調査の中で、平成26年3月に実施されました被害想定の中で、ある一定、液状化する箇所であるとか液状化が極めて高い、あるいは高いところと表の、12ページの中段のところを示させていただいておりますが、区域として重なる部分はあるものの、一定評価が変わっているところがございます。

<事務局>

すみません、ちょっと補足させていただくんですけど、建物被害についてはですね、重複して被害がある可能性があるということで、この防対部が作り出した被害想定説明の中でですね、被害要因の重複を避けるため液状化、次が揺れ、次は急傾斜、次に津波、火災の順番でですね、被害の要因を割り当てているということで重複はないというふうにな

っております。

<議長>

芳野委員、よろしいでしょうか。

<17番委員>

はい、ありがとうございました。被害は、重複はないということでそこは理解させていただきました。あとですね、先ほどの映像資料で言うと 9 ページくらいに津波における、12 ページくらいからの土地利用検討区域の設定があって、9 番の 13 ページのところでは津波の理論上最大浸水範囲と過去最大浸水範囲で土地利用検討区域というのを決める、というふうになってますけども、例えば他の要因で土地利用検討区域をもうけることができるのか、例えば四日市ですとコンビナートで三方が、コンビナートの工場地帯に囲まれてる市街地というのがあって、一部木密もあつたりしますけどそういうところ、土地がですね、独自に土地利用検討区域として設定をしてそこから避難、移転型というようなかたちで土地をですね、早期プランを検討するというのも可能なんですか。

<事務局>

土地利用検討区域は津波に対して、いろんな模式の中で説明させていただいたのは例として挙げたんですけども、本編のほうを見ていただきますとですね、例えば 20 ページから揺れ、21 ページが液状化、津波、そして急傾斜、火災ということでそれぞれのリスクに対して土地利用を検討する区域を定めていこうということで、それぞれの要因に対して危険なエリアを定めるということで考えておまして、津波につきましては例としましては理論上最大と過去最大の線でお示ししてはありますが、例えば一定の浸水を予測しながら検討区域を決める、ということも可能なようなフローにしております。

ですので、実際の浸水想定図がこの 26 年 3 月に出ておりますので、そのどのレベルで土地利用の検討区域を決めるかというのはそれぞれの地域によってかなり事情が違いますので、各市がまずご判断をいただくことかなというふうに考えております。

<17番委員>

津波がひとつの事例というのは理解いたしました。

最後に、プロジェクターの資料で言うと 2 ページのところの、指針の目的のですね、1 番下には市町がこの指針を市町マスタープラン等を策定する際に活用されることを、期待していますというふうなことなんですけど、例えば先ほど言った事例もありますけど、それぞれの市で土地利用計画をしていただくと思うんですけど、期待をしていますという、その少し県としてのもう少し深い関わりというのはですね、実際これを策定した後はほとんどの市町に説明をされるんだと思うんですけども、具体的にプラン策定に県も多少関わるとかですね、少しそういう積極的な関わり方もあるのかと。

<事務局>

まず期待していますっていうのは今、地方の対等・分権の中でですね、県の指針として作ったので、ぜひ使ってくださいと。よく国から文書が出るときに技術的助言が出てきます。そういう意味で、これを期待するというので表させていただいたのがひとつと。

策定にあたりましてはですね、本編にも記載いたしましたけども市と県がそれぞれで役割分担して協力しながらですね、実際の場所、プランを検討していくっていう流れになります。

<議長>

よろしいでしょうか。他にご質問、ご意見ございましたらご発言をお願いします。

(発言なし)

<議長>

ありがとうございます。それでは先ほど事務局からも説明がありましたが、本案につきましては県としてこれからパブリックコメントをしたいとのことでございます。

事務局においては本日の審議会のご意見等をふまえ、必要な修正があればおこなっていただいたうえでパブリックコメントの手続きを進めていただきますよう、お願いします。

事務局においては、パブリックコメントで出された意見と採用案を取りまとめ、必要な修正箇所がある場合それも併せて小委員会へご報告をいただきますようお願いいたします。

以上について小委員会で確認のうえ、最終案が完成しましたら改めて次回以降の審議会の議題として、答申案についてお諮りしたいと考えております。

最後に、次回審議会についての連絡を事務局からお願いします。

<事務局>

本日はありがとうございました。次回の審議会につきましては7月の下旬、20日以降で日程を調整しようと思っております。議案につきましては桑名、四日市、そして津のですね、本日亀山でありました道路の見直し、かなりの件数ということになっておりますので、よろしくをお願いします。

それと併せまして先ほどお話ありました、今回の指針についてもご提案させていただく予定で考えております。以上です。

<議長>

ただ今の連絡事項につきましてご質問はございませんでしょうか。ないようですので、以上をもちまして議事を終了させていただきます。

<事務局>

議長には議事の進行ありがとうございました。また、委員の皆さまにはご審議いただきまして、まことにありがとうございました。これをもちまして第180回都市計画審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。